令和２年度　千葉市青少年問題協議会

１　日　時　　令和２年９月２日（水）午後３時 00 分～午後５時 00 分

２　場　所　　千葉市中央コミュニティセンター８階千鳥・海鴎

３　出席者

（１）委　員

所　属	役　職　等	氏　名
千葉大学教育学部	准教授	磯邉 聡
千葉市青少年補導員連絡協議会	会長	小山 こずえ
千葉家庭裁判所	家庭調査官	島　真由美
千葉少年鑑別所	所長	長谷川　雅一
千葉保護観察所	所長	辻　裕子
千葉市医師会	医師	榎原　雅代
千葉市中学校長会	会長	増澤　保明
千葉市保護司会連絡協議会	中央区保護司会副会長	関谷　政幸
千葉人権擁護委員協議会	千葉支部会事務局長	秋元　寛
千葉市民生委員児童委員協議会	副会長	花光　和久
千葉市青少年育成委員会会長会	会長	小澤　えみ子
千葉市青少年相談員連絡協議会	会長	東野 広志
千葉市ＰＴＡ連絡協議会	副会長	江田　真弓

※千葉県警察の小林 清悟 委員及び千葉市子ども会育成連絡会の今井 君江 委員の２名については、所用により欠席。

（２）事務局

峯村 こども未来局長、酒井 健全育成課長、山田 青少年サポートセンター所長、桐岡　千葉市児童相談所長、山田 健全育成課主査、髙橋　健全育成課主任主事、永井　健全育成課主事

４　議題

（１）会長・副会長の選任について

（２）千葉市青少年問題協議会健全育成功労者表彰について

（３）「家庭教育応援します～親ナビ～」について

（４）2022 年度以降の成人式のあり方について

5　報告

（1）千葉市における児童虐待対策について

（2）補導状況の現状

（3）千葉市子ども・若者総合相談センター「Link」の相談状況について

（4）千葉市ひきこもり地域支援センターの相談状況について

（5）千葉市こどもプランについて

（6）青少年の日関連事業について

（7）その他

6　議題の概要

（1）会長・副会長の選任について

東野委員が会長に磯邉委員を推薦し、異議なく会長と決定した。

磯邉会長が副会長に小山委員を指名し、異議なく副会長と決定した。

（2）千葉市青少年問題協議会健全育成功労者表彰について

小山副会長から、9月19日に開催する「千葉市青少年問題協議会健全育成功労者表彰」について、当日の流れ等の説明があり、了承された。

（3）「家庭教育応援します～親ナビ～」について

事務局から、内容の変更・修正に関する提案があり、承認された。

（4）2022年度以降の成人式のあり方について

事務局から説明があり、意見をいただいた。

7　報告の概要

（1）千葉市における児童虐待対策について

事務局から報告があり、了承された。

（2）補導状況の現状

事務局から報告があり、了承された。

（3）子ども・若者総合相談センター「Link」の相談状況

事務局から報告があり、了承された。

（4）千葉市ひきこもり地域支援センターの相談状況について

事務局から報告があり、了承された。

（５）千葉市こどもプランについて

事務局から報告があり、了承された。

（６）青少年の日関連事業について

事務局から報告があり、了承された。

（７）その他

特になし。

８　議事の経過

山田主査	会議に先立ちまして、傍聴人の確認をさせていただきます。 本日の会議の傍聴人は１名でございます。 傍聴人の方にお伝えします。傍聴に際しては、お手もとの傍聴要領をご覧いただき、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。 本日、委員の皆様におかれましてはご多用のところ、ご出席くださいましてありがとうございます。 ただ今から、令和２年度千葉市青少年問題協議会を開催いたします。 私は、本日の進行役を務めます、健全育成課の山田でございます。よろしくお願いいたします。 まず資料の確認をさせていただきます。 まずそれぞれの委員のみなさまの任命書。 それを入れます封筒。 次に左側２か所ホチキス止めの会議資料 次に家庭教育応援します親ナビ。昨年度作成分のもので低学年用、高学年用、中学生用と各１冊ずつで合計３冊。 次に、成人到達年齢引き下げに伴う成人を祝う会に関するアンケート。こちらは議題４で使用いたします。 次に千葉市における児童虐待対策についてのパワーポイント資料。こちらは報告の１で使用いたします。 次に千葉市子ども・若者総合相談センターLink のリーフレット。 次に千葉市こどもプランの本編。令和２年度から令和６年度版のもの。 次に千葉市こどもプランの概要版。同じく令和２年度から令和６年度版のもの。 次に意見用紙。こちらは本会議終了後、何か意見等ございましたら９月 16 日までにファックスにて事務局にお送りください。

	最後になりますが、表彰式当日に参加されます委員の方々には駐車券です。 以上でございます。不足がございましたら事務局にお申し付けください。 この会議は、千葉市情報公開条例等の定めるところにより公開となっておりますことをご了承願います。 では、はじめに、本日の協議会の開催に当たり、こども未来局長峯村政道よりご挨拶申し上げます。
峯村局長	ただいまご紹介いただきました。 こども未来局長の峯村でございます。 千葉市青少年問題協議会の開催にあたり一言ご挨拶をさせていただきます。 今年度の協議会でございますが、コロナ禍ということで開催については行うか行わないか、あるいは書面にしようかとかいろいろ悩んだところではございますが、本市の青少年の問題に関する非常に重要な協議会と認識をしておりまして、感染症防止対策を十分に図った上で開催しようということで、このようにみなさまにお集まりいただいた次第でございます。 大変ありがとうございます。 また、今回新たに青少年問題協議会の委員をお引き受けいただいたみなさまに深く感謝を申し上げますとともに、委員のみなさま方におかれましては日頃より、青少年の健全育成はもとより、本市の事業に多方面からご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。改めて感謝を申し上げます。 本協議会は、地方青少年問題協議会法に基づきまして、市長の附属機関として昭和 30 年に設置をされ、関係行政機関相互の連絡調整を図ることや、青少年問題等についてご意見をいただくことを目的とした会議でございます。 本日は、千葉市青少年問題協議会青少年健全育成功労者表彰、そして、2022 年度以降の成人式のあり方、そして、家庭教育応援します親ナビについてが議題となっております。 また、新型コロナウイルスによる休校期間があったことにより、子どもたちの心の問題や、家庭教育のあり方が話題となりました。 そこで、報告事項といたしまして、少しお時間をいただき、本市の児童虐待対策や補導の現状等について、6 点ほどをみなさまにご報告をさせていただければと考えております。 委員のみなさまからそれぞれの立場で、忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 最後になりますが、みなさま方の今後ますますのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。 よろしくどうぞお願いいたします。

山田主査	続きまして、任命並びに委員紹介に移ります。 本来ならば任命書の交付については、市長から手渡しですべきところではございますが、お時間の都合がございますので、本日机上への配布という形をとらせていただきました。どうぞご容赦くださいますようお願い申し上げます。 令和２年９月１日より２年間委員として任命されましたみなさま方、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、資料１ページの委員名簿にある順番で島委員からお一人ずつお言葉をちょうだいできればと思います。所属とお名前、青少年や子どもの問題で日頃感じていることなどをお話しいただければと思います。 時間が短くて大変恐縮ではございますが、1、2 分ほどでお願い申し上げます。 なお、本日ご欠席の小林委員、また、今井委員におかれましては大変恐縮でございますが資料１ページの委員名簿に変えさせていただきます。 それでは島委員どうぞよろしくお願いいたします。
島委員	裁判所で家庭調査官という仕事をしております島と申します。本日はよろしくお願いいたします。 コロナ禍の中で裁判所においても、感染拡大防止と裁判所の機能の維持をしながら、様々な対策を講じてなんとか手探りでしているところでございます。 緊急事態宣言下にあっては、家庭裁判所に来る少年たちも学校に行くことができず、仕事もなくなり、暇を持て余して非行に走った者もいれば、ステイホームで期せずして家族と過ごす時間を確保できて生活が落ち着いた者もいて本当に様々です。いずれにしても少年たちにとっては、家庭とか、学校、職場、地域社会など、取り巻く環境の中に居場所があるということが重要だと感じております。また昨今では SNS を通じて自ら犯罪組織にアプローチして振り込め詐欺事件に関与したりですとか、SNS を使って脅迫をし、恐喝や強盗事件という重大な事件に発展したりするということも見られます。見知らぬ大人に気軽に接触していとも簡単に犯罪に手を染めてしまう。面識もないので罪悪感も起きにくいという実情もありまして、本当に SNS の危険性に対する教育というのは切実に感じております。オンラインが主流になりつつありますが、このウィズコロナの時代におきましても地域のつながりですとか、人と人との交流の大切さというのを子どもたちに伝えていくことが重要なということを感じておりますので、今日はみなさんのお話を参考にして実務にいかしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
長谷川委員	みなさんこんにちは。千葉少年鑑別所所長の長谷川と申します。よろしく

	お願いします。 　今のお話にもありましたけれども、新型コロナ感染症の関係で、非行少年が本所に入ってくるのが一時期減るのではないかと思ったのですが、そんなに減らず、やはりこのような社会状況に関係なく、非行とかは質は変わるものの、少年の数はそれほど変わらないのかなという印象があります。あとご存じの方もいらっしゃると思いますが、少年鑑別所は法務少年支援センターとして、主に地域の非行や犯罪の防止に関わる援助活動として一般相談や助言などを行っております。こちらは感染防止のためにしばらく直接の訪問による面接を控えてくださいということで、しばらく休止していたのですが、緊急事態宣言が明けたあたりからそれを解除したところ、待ってましたとばかりに依頼があったということで、社会の中においてもかなり青少年の問題についてニーズは高いのかなと思っています。あと非行といってもその裏に家庭の問題であるとか本人の障害の問題であるとか物資的な措置が必要な問題であるとかそういうものを抱えた少年が本当に多いということは改めて感じていまして、このような場での様々な違った立場、違った専門性の機関との連携ということを、お互いにケースを紹介しあうなどのかたちでよりよい青少年の育成につなげていけたらよいということを改めて感じた次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
辻委員	はじめまして。千葉保護観察所の所長の辻裕子と申します。本日はこのような席にお招きいただきましてありがとうございます。御承知だとは思いますが、千葉保護観察所は犯罪や非行をした人たちの立ち直りについて指導・支援し、また、犯罪・非行のない安全・安心な社会を築くために犯罪予防活動などと呼ばれる広報などを行っている法務省の役所でございます。 　新型コロナウイルスの影響はたぶんに受けておりまして、保護観察を受けている人たちの仕事に影響したり、人と人の接触が難しくなってきたりということから寂しさを背景とするような犯罪、非行をした方々についてはより一層支援を必要とする状況に陥っています。具体的に申し上げますと、みなさんの中にはお詳しい方もいらっしゃると思いますが、例えば薬物を使用した方などは寂しさが再使用のきっかけになるようなことがございまして、感染防止対策を十分に講じたうえで、保護観察官が千葉保護観察所では、集団でグループワーク、グループミーティングを行っていまして、会える日にはあまり信じられないかもしれませんけれども、会えてよかったというかたちで薬物をした方たちが集ってきております。本日の会議につきましては、私共少年から大人まで扱っておりまして、少年の保護観察対象者においてみれば、生育状況、環境要因が非常に大きな影響を及ぼしています。例えば、虐待であったりとかいじめであったりとか様々な被害体験がこうじて社会にう

	まくなじめなくて非行に陥っている少年が少なくないわけでございまして、この会にお招きいただいて別の切り口から現在の少年の状況、置かれている環境などについて知識を深めまして役立てていきたいと考えております。最後となりましたが毎年社会を明るくする運動と申しますが、私共の広報活動にみなさまにおかれましてはご協力を賜っております。この場をお借りしまして感謝を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします
磯邉委員	みなさんこんにちは。千葉大学の磯邉と申します。私は千葉大学の教育学部にいるのですが教員免許は持っておりません。私のアイデンティティは臨床心理士です。もともと精神科のクリニックで心理士をしておりまして、平成 10 年からスクールカウンセラーとして教育現場にも関わるようになりました。 現在、大学が本務ですけれども、週に一日、千葉県内の公立中学校でスクールカウンセラーをさせていただいています。今日、午前中に行ってきたのですけれども、子どもたちもいろいろな問題を抱えているなと思っております。特に教育学の世界ではゆとり世代とかいろいろ言われていると思うのですけども、ゆとり世代は日本だけの言葉なのですが、全世界的にコロナ世代としてコビッドジェネレーションという言葉が言われ始めていて、この子どもたちが 5 年後 10 年後、どうなっていくのかということに注目が集まっています。コロナの問題は今だけのものではなくて、これから心理的、社会的それからおそらく身体的にも運動不足の子どもたちがたくさんおりますのでいろんなところにコロナの問題が出てくるかなと思うと今だけを議論するのではなくて、もう少し将来を見据えながら子どものことをこういうふうに協議していく場が必要ではないかなと思っております。今日はいろいろみなさんからご意見をいただいて勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
榎原委員	みなさんこんにちは。はじめまして。私は千葉市にあります学而会木村病院というところから参りました榎原と申します。私自身は木村病院で女性外来という専門外来をやっていて、産後うつの婦人を中心に診ているのですけれども、女性医師ということもあり、ご自身が被虐待歴のある PTSD のお母さんや女性の患者さんがいろんな部署を経て連携でつながるケースがありまして、そういったところが私の仕事の中心になっております。当院は関連のクリニックで児童精神科医が勤務しておりまして、私が患者のお子さんのお母さんを診ることが多くて、最近 6 月に院内で虐待対策チームを立ち上げました。本会の精神科で対策チームをもっているのはうちだけではないかと思うんですけれども、そういった中でお子さんのことを私も診るようになることが多くなってきて、やはりお母さんもそうですし、お子さんもそうですし、

	地域と他部署での連携が非常に重要で、連携の中で、信じられないようないい変化が起きることも見てきていますので、今日の機会でいろいろな方の話をうかがって勉強していきたいと思っています。千葉市の職員の方々にもお世話になっております。これからもよろしくお願いいたします。
増澤委員	はじめまして。千葉市中学校校長会の代表で参りました。若葉区の加曽利中学校校長の増澤と申します。今日はよろしくお願いいたします。いろいろなお立場のみなさまが今日いらっしゃるということで、先程磯邉先生からも青少年問題協議会ということで話がありましたけれども、私も今現在起こっていることもそうなのですが、子どもたちのこれからの未来、将来についても考えられる時間があったらいいと思っています。私自身も長い間教員生活をしていく中で、この名簿にあるそれぞれの機関の方々にはすべてにお世話になって、いろいろな経験をさせていただき、本当にお世話になったと思っています。そういう意味で、いろんなお話に参加させていただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。
関谷委員	はじめまして。保護司会連絡協議会中央地区保護司、関谷政幸と申します。よろしくお願いいたします。本日任命されましてこのような場でいろいろ勉強させていただきたいと思います。みなさま方もご指導よろしくお願い申し上げます。
秋元委員	こんにちは。千葉人権擁護委員会から参りました秋元と申します。よろしくお願いいたします。このような協議会に参加するのは初めてでございまして、いろいろと今お話を伺ってる中で私どもの人権擁護委員という立場を現場の子どもたち、それから、市民の方々にあまり知られていないのではないかということを危惧しているところでございます。千葉地方法務局、すぐそちらにありますけれども、そこを中心として私どもは 32 名で千葉市は活動をしております。各区５、６名ということなんですけれども、年齢的には 60 過ぎてる者たちが多く存在しますけれども、現職のときには教職員であったりとか、現在も弁護士の方、それから民生委員ですとかいろんなお立場の方に活動を一緒にしていただいておるところでございます。大きな活動とすると、一つは啓発活動ということで、人権の意識をみなさんに知っていただくというようなことの活動があり、その中で特に学校については小学校、中学校で道徳の授業を使っていて、今日も午後美浜区の中学校で授業して参ったところなのですけれども、そういう人権教室というものを実施しております。例年、1 年間に 78 校で実施しています。人数とすると 5,800 人ぐらいの子どもたちを対象に授業をしております。内容としては、いじめをもとにしながら、子どもたちに人権尊重意識の向上をねらいとして活動しております。それから、今年はコロナの関係で、今日から人権教室がスタートするというこ

	とで、各学校に希望を募って実施をする計画を立てましたところ、今年は57校、大体4,300人ぐらいの児童生徒を対象にした人権教室を行いながら、人権尊重というようなことの意識を高めてもらうというような活動をしております。ちなみに今日、中学校で実施したものについては、インターネット等を活用したいじめ、成り済ましなどというようなものを取り上げて、授業を進めている状況でございます。そういう中で、人権啓発活動を一般の方々にも対象に行っておりますけれども、もう一つは相談活動で、法務局を中心にした相談活動しております。これは一般の市民の方々、それから女性の方々は別な電話で対応させていただいたり、子どもに対する電話相談をさせていただいたりしております。そういう活動をしている中で、面談の実施は例年しているんですけど、特にこのコロナの関係で、今年度については、面談については少し縮小した形で活動をさせていただいております。いろんな観点で今日は青少年に関わるような、問題点等をぜひ教えていただきながら勉強させていただいて、また日頃の私たちの活動に役立てて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
花光委員	市の民生児童委員の副会長をしております花光と申します。民生児童委員は千葉市にたくさんおりますけど、私は稲毛区を担当しております。稲毛区の中でもJRの稲毛駅と京成の稲毛駅の間、そこを実際に私が担当しております。民生委員は平たく言うとお年寄りに接していて、児童委員は子どもたちに接します。私は日頃子どもたちの情報、例えば学校に行かないで家にいたり、公園で遊んでいたりとかがあれば学校に通報して対応するような一番生の情報が入ってくるような立場です。各区で小中学校とはこういう子どもがいるんだけどどうだろうかというような情報交換をしていきます。学校の先生もそれぞれよくやっていると思います。校長先生もいらっしゃいますがなかなか今大変なことがあります。幸い私のところはそんなに問題はなく、ほかの区では大変なところもあるという話は聞いております。よろしくお願いいたします。
小澤委員	こんにちは。千葉市青少年育成委員会会長会から来ました小澤えみ子と申します。青少年育成委員会は各中学校区に一つずつありまして、その構成メンバーは学校の先生方、それからPTAの方々、それから地域の自治会の方々、民生委員とか相談員の方と多岐にわたるメンバーと一緒にその地域を見守るということで活動をしております。私も10年以上少年指導員をやっておりましたので、地域の子どもたちとそういう立場で関わったり、また個人的には未就園児の子育て世代の方々に寄り添う小さな幼児教室をやっておりまして、子育てに悩んでいるお母さんや、また実際に育てにくいお子さんを抱えた方々の声を直に聞きながら青少年育成員会という地域の活動の中に入り、

	いろいろな方々の声を聞きながら、そしてそれをトータルして何かの役に立てないかなと思いながら今回はこの立場に就かせていただきました。実際には青少年育成委員会の活動はコロナの状況でほとんど活動ができず、学校にうかがって、地域の大人が多数学校に入るということが今はできませんので、そのような中で何ができるか、例えばパトロールでも個人個人が普段の会合やそれぞれの時に気が付いたことを一つに集約してみんなで共有するですとか、そういう新しい形での活動をしなければいけないというところで考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。
小山委員	青少年補導員連絡協議会の小山と申します。よろしくお願いいたします。青少年補導委員は、市内の 54 中学校区、青少年育成委員会から推薦されました補導員、199 名が青少年サポートセンターの所員の皆様と一緒に愛のひとこえを基調とした街頭補導を中心とした活動しております。本年はコロナ禍で、3 月の途中から 5 月末までは補導員による街頭補導は休止としておりました。補導に関しては以前に比べて明らかに補導対象となる少年の姿というものは見受けられませんけれども、SNS 上のトラブルをはじめとする人間関係でストレスを抱えている子どもたちが多いのではないかということで、一見普通に見える子どもたちにも積極的に声をかけて子どもたちの心に寄り添っていければと思っております。今年はコロナ禍による長い休校の後の学校再開でよりストレスを抱える子どもたちが多いように思います。補導員も分散登校中の登下校の見守りを行いましたけれども、学校に出向いても目に見えなくても子どもたちはストレスを抱えているということで、今後も生徒指導の先生や地域と連携をとりながら子どもたちに寄り添って何かのお役に立てるような活動をしていきたいと思っています。また、9 月には毎年、社会環境実態調査と申しまして所員の皆様とともに各学区のコンビニや書店を中心とした青少年の実態調査、陳列等の調査も行っております。そのような中で、地域と連携をとって学校へもその回答を共有してよりよい非行防止や環境浄化に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
東野委員	昨年度に引き続き、千葉市青少年相談員連絡協議会の会長を務めております。東野です。どうぞよろしくお願いいたします。青少年相談員は千葉市内に 520 名ほどいまして、各中学校区で分かれて子どもたちを集めて、それぞれ活動しております。今年度はこのコロナ禍でなかなか活動ができないのですが、今までなかなかみなさん青少年相談員を知らないと思いましたので、青少年相談員という名前を広めようと今年は広報活動に力を入れているところがあります。ぜひみなさま方も地域に戻ったときに地域には青少年相談員がいるよと宣伝していただければありがたいと思っております。子どもの問

	題についてですが、今なかなか子どもと接していないんでよく分からないのですけれども、今現在思っていることは、このコロナ禍で授業日数が足りないという中で、部活動、今報道等で部活動でコロナにかかった、休校になった、千葉ではまだありませんけれども、千葉県だと部活動、小学校ですと土日の野球やサッカーなども再開されているので、そういうところはもう少し行政として規制などした方がよいのではないかと思っている次第です。ぜひよろしくお願いいたします。
江田委員	千葉市の PTA 連絡協議会の副会長の江田真弓と申します。緑区の誉田東小学校の PTA の総務に所属させていただいています。日頃、子どもの問題で感じていることですが、何度もお話が出ていますが、スマートフォンが普及してすごくインターネットが子どもの身近になっていて、すごく情報がなんでも得られて便利になったんですが、やはり SNS とか LINE などのコミュニケーションツールで簡単に知らない人と連絡がとれてしまったりですとか、そういう話を聞いたことがあったりしますので、事件に巻き込まれてからでは遅いので、親がきちんと管理できる部分は最低限の管理をきちんとしなければいけないと感じています。このような場に参加させていただくのは初めてなので、貴重なご意見をいろいろ参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
山田主査	委員の皆様、ありがとうございました。委員の皆様の任命期間は令和 4 年 8 月 31 日までとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、事務局職員を紹介いたします。 まずはじめに、こども未来局長、峯村政道でございます。 健全育成課長、酒井隆夫でございます。 青少年サポートセンター所長、山田隆でございます。 千葉市児童相談所所長、桐岡真佐子でございます。 健全育成課高橋主任主事、永井主事です。 最後になりました。私、健全育成課の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議題（1）会長・副会長の選任について

山田主査	それでは議題に入ります。 議題の 1 会長、副会長の選任ですが、会長が決まるまでは峯村未来局長が議事の進行を務めさせていただきます。 峯村局長よろしくお願いいたします。
峯村局長	それでは会長が選任されるまで進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

	本当にご挨拶ありがとうございました。この協議会を開催するたびに思うのは、この挨拶は、１、２分しかお時間はないんですけれども、それぞれの方の所属から行われている事業であったり、活動だったりを紹介される場面が非常に私にとっても重要な情報源でございまして、貴重な時間だと常々思っております。どうもありがとうございます。 それでは、議題1、会長副会長の選任について事務局お願いをいたします。
酒井課長	はい。資料28ページをお開きください。 こちらに千葉市青少年問題協議会設置条例がございますが、この第3条第2項及び第3項の規定では、会長は委員の互選副会長は、会長が指名となっております。
峯村局長	それでは、会長を選任したいと思いますが、いかがいたしましょうか。 では、東野委員お願いします。
東野委員	千葉大学の磯邉委員を会長に推薦したいと考えております。 磯邉委員は前期も議長を務めておられましたし、また、青少年や子どもの見識もかなり深いと思いますので、磯邉委員にお願いしたいと考えております。
峯村局長	ただいま東野委員より、磯邉委員を会長に推薦する旨のご提案がございましたが、みなさまいかがでしょうか。
	（拍手多数）
峯村局長	ありがとうございます。それではここからは、磯邉会長に進行をお願いしたいと思います。磯邉会長席を移動いただいて御挨拶の方お願いいたします。
磯邉会長	改めまして、千葉大学の磯邉です。ただいま会長に指名していただきましてありがとうございます。 考えましたらこの委員会9年目になりまして、随分長くやっているなということを思っております。先程、この会が対面でやるのか書面でやるのか悩まれたことをお話しいただいたかと思うんですけれども、今日このように対面でやることができて本当によかったなと思っております。私自身は千葉大学に勤めているんですけれども、7月までの授業はすべてオンラインでした。8月から少しずつ対面が始まっていますけれども、非常に厳しい条件です。ただ一方で公立学校ではもう対面授業が始まっています。ただ一方でもオンライン授業であるとか、それから通信の授業をやっていると思うんですけれども、IT学習と言いますけれども、IT教育とは呼ばないんですよね。つまり、教育というのは、ITではできないということなんだと思います。人が人を育てるという行為は、やはり対面でないとできないというのが本質なのかなと思うと、今日こういう形で、青少年の問題をみなさんと協議する場が対面でもつことができたというのは本当に大事なことだなと思っております

	し、今日の対象である子どもたちに関わる私たちが対面で子どもたちに関わっていく、対面で子どもを育てていくことをふれあいと言ったらよいのでしょうか、つながりと言ったらよいのでしょうか、そこのところの大切さを今一度かみしめたいなと思っております。今日は短い時間ですけれども、活発なご議論をお願いしたいと思います。どうぞご協力をお願いいたします。 ここから先は座らせていただきます。 それでは引き続きまして議題１の後半部分の副会長の選任について移りたいと思います。先程、規約にありました通り、副会長は私が指名することとなっております。どなたか就きたい方いますか。 いらっしゃらなければ、私のほうからぜひ指名させていただきたいと思っておりますのは、千葉市青少年補導員連絡協議会会長の小山委員にぜひ副会長お願いしたいと思いますが、みなさまいかがでしょうか。
	（拍手多数）
磯邉会長	はい、それでは異議なしと認め、小山委員を副会長に選任させていただきたいと思います。 小山委員恐れ入りますけれども副会長席に移動いただき、ご挨拶をお願いいたします。
小山副会長	青少年補導員連絡協議会の小山でございます。本当に僭越ではございますけれども精一杯副会長の任を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
磯邉会長	ありがとうございました。 それでは、改めまして、会長を務めさせていただきます。磯邉です。どうぞよろしくお願いいたします。

議題（２）千葉市青少年問題協議会健全育成功労者表彰について

磯邉会長	次第に従いまして議事を進めたいと思っております。会議の終了は 17 時を目安にしたいと思っております。ただ一方で内容は充実しておりますので、濃密な議論と迅速な会議運営を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは議題２、千葉市青少年問題協議会青少年健全育成功労者表彰について、小山副会長よりお願いいたします。
小山副会長	それでは、健全育成功労者表彰についてご説明いたします。資料の 3 ページ、資料１をご覧ください。 今年度は表彰式を、９月１９日土曜日、午前１０時から千葉市生涯学習センターホールで開催します。受賞者は個人６２名となっております。また、団体の受賞者は３団体です。本協議会委員はみなさま、例年、主催者として

	登壇していただいておりましたが、本年度は新型コロナウイルス感染対策のため、ホール前方の座席にて参加とさせていただきます。ただ、磯邉会長、私、副会長の小山、司会、受賞者のお名前を読み上げます委員のみなさまは登壇をしていただきます。司会につきましては、小澤委員にお願いしたいと考えております。 　それでは４ページにあります式次第につきまして説明いたします。２主催者挨拶ですが、磯邉会長が行います。 　３青少年健全育成功労者表彰の６２名及び３団体の受賞者様のお名前の読み上げにつきましては、東野委員にお願いしたいと考えております。 　委員のみなさま司会者は小澤委員、受賞者様のお名前の読み上げは東野委員でよろしいですか。
	（うなずき多数）
小山副会長	それではそのようにさせていただきたいと思います。小澤委員、東野委員どうぞよろしくお願いいたします。 　続いての４来賓祝辞は熊谷市長、岩井議長、にお願いをしております。例年教育長にも祝辞をお願いしているところでございますが、今年度は新型コロナウイルスの感染防止対策により、式典の時間を少しでも短くするため、祝辞をいただくのは市から１名、議会から１名とさせていただきました。 　５来賓紹介の後の、６主催者紹介の時には、委員の皆さまの呼名はありませんが、司会者の小澤委員が「次に主催者の千葉市青少年問題協議会です。」と言いましたら、全員起立をして、受賞者の方を向き、礼をして着席してください。 　なお、受賞者代表の際にご登壇されます方、ならびに謝辞をいただきます方につきましては、まだ、事務局の方で調整中とのことでございます。従いまして、事務局に一任という形でよろしいでしょうか。
	（うなずき多数）
小山副会長	ありがとうございます。そのようにさせていただきます。それでは、事務局の方でよろしくお願いいたします。 　また、その際、表彰状授与は磯邉会長が、介添えは、私、副会長の小山が行います。 　５ページをご覧ください。駐車場は、弁天小学校となり、駐車券が必要となります。お車でお越しになる予定の方は、本日机上に配布しております、駐車券をお忘れなくお持ちください。駐車券の裏面にも５ページと同じ地図をのせておりますので、ご確認ください。 　集合時刻につきましては、午前９時４０分となります。なお、司会者の小澤委員、呼名されます東野委員、磯邉会長、そして私、小山は９時２０分の

	集合でお願いします。 　当日、我々協議会委員の受付はありませんので、ホールのお席に直接集合する形になります。プログラム等、当日の資料はお席に置いてございます。表彰式終了後は、そのまま解散となります。 　表彰式において、本協議会委員の皆様のご紹介がございます。表彰式当日の服装についてはクールビズノーネクタイでかまいません。ただし、登壇していただく委員のみなさまにおかれましては上着の着用をお願いいたします。 　最後に、新型コロナウイルスの感染拡大状況により事前に中止をする場合もございます。その際は、事務局からみなさまに改めて御連絡をいたします。また、当日の荒天等における中止の連絡方法でございますが、千葉市のホームページにてお知らせします。電話でのお問い合わせはご遠慮ください。３ページ下段にあります、ＱＲコード等をご活用ください。 　　以上となりますが、表彰式のご案内は、この場が最後となりますので、ご不明な点等、何かございましたら、今お願いいたします。
磯邉会長	ありがとうございます。今年度も会場が千葉市生涯学習センターとなります。例年、健全育成功労のある方々を表彰するはれの場でもありますので、みなさまがそこに立ち会ってくださるというのは、花を添える意味でも大事なことだと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。補足としまして新型コロナウイルス感染防止対策について事務局よりお願いいたします。
山田主査	今年度、新型コロナウイルス対策といたしまして、現段階で事務局の方で考えていることをお伝えします。まず、本日もみなさまに提出していただきましたが、事前の健康チェック表を受賞者のみなさまにも、記入していただき、当日提出をお願いしたいと思います。また、会場においては、アルコールによる手指の消毒、また、マスクの着用をお願いしたいと考えております。さらに、ホール内でございますが、今年度受賞者が先ほど 62 名ということでございました。出席される方ですが、現段階で大体 40 名前後になります。また、観覧される方が受賞者 1 名につき 1 名いらっしゃいますので、大体 100 名弱になるかと思います。ホールの定員が 292 名となっておりますので、そのうちの 100 名なので、十分ホール内の対応は可能と考えております。また、座席は間隔をあけて座っていきたいと考えております。さらに舞台上ですが、演台の前にアクリル板を設置して飛沫を防ぎたいと思います。ホールの構造上、換気のところが不安なところがございます。ホワイエの窓はあるのですが、そちらの窓は全開にしまして、ホール内には大型扇風機を置きまして空気の流れをつくりまして、換気の方をしていきたいと思います。また退場に

	つきましては混雑しないように事務局のほうで順番に退場していくよう、アナウンスをしていきたいと思います。現段階については、このような方法で考えておりますが、また皆様からご意見いただきまして、当日まで時間もございますので、事務局で、よりよいものになるよう検討していきたいと思います。以上でございます。
磯邉会長	ありがとうございます。現段階ではコロナ対策を万全に行った上で実施をするという方向で検討中でございます。今の小山副会長のご説明それから事務局のご説明を含めて、何かご質問ございますでしょうか。初めて参加される方も不安かと思いますが、大丈夫ですのでご安心して参加いただけるとよろしいと思います。 292 人のところを大体 100 名参加ということで、間隔を空けてということで、100 名ぐらいですと会場もさみしい感じにはならないですね。それなりに人もいる感じで大丈夫かと思います。 何かみなさまご質問ご意見ございますでしょうか。 アクリル板もあるということでどんな形になるか私もちょっと緊張しながらですけども。ではご質問もないようですので、このような形で進めさせていただきたいと思います。

議題（３）「家庭教育応援します～親ナビ～」について

磯邉会長	それでは次の議題に移りたいと思います。続きまして、議題 3 家庭教育応援します～親ナビ～について事務局よりお願いいたします。
酒井課長	それでは、家庭教育応援します～親ナビ～につきましてご説明させていただきます。7 ページの資料 2 をご覧ください。また、あわせまして、机上に配布させていただいております。親ナビの方をご覧いただきたいと思います。 この親ナビの作成趣旨につきましては、家庭教育や子ども への対応について、保護者の方の子育ての参考となるようにと、毎年内容を更新し、新小学校１年生、新小学校５年生、新中学校１年生の保護者向けに作成しております。各学校におきましては、保護者会や、PTA の研修会、学級懇談会等で活用をお願いしているところでございます。2 の作成経緯、3 のスケジュールにつきましては、資料をご覧ください。4 の令和３年度の変更修正の予定ですが、一つ目としましては、高学年版と中学生版にデータ等がございますが、こちらのデータを直近のものに更新したいと考えております。 二つ目としまして、家庭学習に関する記載を更新したいと思っております。低学年、高学年、中学生、それぞれの発達段階に応じて、家庭教育のあり方、また家庭学習の意義等について、触れていきたいと考えております。また、インターネットを利用した場合の家庭学習、家庭学習用のコンテンツの紹介

	やインターネットの環境が整っていない場合の学習方法についても紹介したいと考えております。 　三つ目としましては、低学年版のほうに、虐待としつけに関する記載をしております。保護者の方がしつけという名のもとに、虐待が疑われるような行動や行いがあるということもあります。その内容については、高学年版、中学生版には記載されておりませんが、今回の内容更新で掲載したいと考えております。 　四つ目といたしまして、親ナビの裏表紙に青少年の日、家庭・地域の日について記載しておりますが、改めて内容を更新して、その趣旨をきちんと周知できるような内容に文言を修正したいと考えております。 　ほかにもイラストやレイアウト等についてを、若干更新したいと考えております。内容面等につきましてご意見がいただければと考えております。それではよろしくお願いいたします。
磯邉会長	ありがとうございました。これは千葉市内の新小 1、小５、中 1 の保護者全員に配布をするというものでございます。 　なかなか上質な紙で、見開きで、これを毎年作る時に入れたい内容とページの紙面の割合でいつも苦労されていて、これだけの内容をいつも盛り込んでいただいて本当に感謝申し上げます。今年度はグラフデータ更新、それから家庭学習の部分ですね。今回コロナでステイホームということで、家庭学習についての記載を少し盛り込むということになっております。虐待の部分も加えていくということで、今日また後で、桐岡所長から虐待についてのご説明があるかと思うんですけれども、まさにタイムリーな内容かなと思っております。そして青少年の日、家庭・地域の日について更新するということで。今日お手元にお配りしているのは、昨年度のものでございます。これを更新するということで、今のご提案について、ご質問やご意見ございますでしょうか。 　行政のみなさんは、ともすると現場の声がなかなか聞こえてこなかったりしていて、こういう場でぜひ現場の目線で、こういうところをむしろ入れて欲しい、こういう表現を入れてほしいとか、これはいらないのではないかということをぜひ言っていただけるとありがたいです。昨年もこの場で委員のみなさんからいただいた意見が反映されているということもございますので、どんなことでも気になったことでも構いませんので、何かご意見いただけるとありがたいですけれども。 　親目線で見たときこのようなものをもらったらどうですか。もう少しこういうことを知りたいですとかデザインを見てどうですか。
江田委員	事前に配られたものを見させていただきましたけれども、高学年、うちの

	子小学 4 年生なんですけれども、高学年の方で結構当てはまったりして、すごく参考になりました。
磯邉会長	ありがたいお言葉ありがとうございます。辛口の御意見とかもございませんか。 これはお持ち帰りいただいてご意見をいただくこともあるかと思いますので、まだ間に合いますか。
酒井課長	はい。
磯邉会長	おそらくみなさん初見のところがあったと思いますので、少しこの後見ていただければと思います。小澤委員どうぞ。
小澤委員	コロナの状況になって小学校では子ども同士が接触しないように先生方がすごく気を使っていますが、例えば今まででしたらお友達に優しくするとか、ありがとうとかごめんなさいとかそういう言葉がけ自体も、たくさんそれを発するような状況がよしとされてきた中で、お友達が消しゴムを落としたらそれを拾ってあげたらいけない、渡してあげたらいけないですとか、すごく変わってきているので、そのあたりで今までの価値感が変わっているようなところがありますが、だからと言ってずっとコロナが続くとも限らなくて、また世の中も変わってくると思うんですけれどもそのあたりのことがタイムリーに出ていると保護者の方々も安心するのではないかと思いましたので、そのあたりの対応をよろしくお願いいたします。
酒井課長	こちらの親ナビにつきましては、やはり保護者の家庭教育の中での子育ての参考にというところを一番の視点にしておりまして、学校の中での子どもたちの関わり合いですとかコミュニケーション等については、その最新の指導内容等は教育委員会、学校からも発信されていると思います。こちらも教育委員会が発信している資料、データ等もいただいておりますので、そういうものも踏まえながら、取り入れることができる部分があれば参考にさせていただきたいと思っております。以上でございます。
磯邉会長	ありがとうございます。新しい生活様式というものを取り入れながらも、これは年に 1 回しか配られないもので、一回配られたらこれが家庭に残りますので、原稿をつくったときには新しい常識だったものが配布するときにはもしかしたら少し変わっているかもしれないということもあると、一番最新の情報は教育委員会のホームページから最新のお知らせという形で家庭に発信をしているかと思いますので、迅速なお知らせはそちらに、そしてジェネラルな子育てに関して、親支援というものはこちらという両面っていうような形でお考えいただければよろしいかと思います。ただ一方でコロナを踏まえたうえで今回家庭学習も入っているかと思いますので、ある程度普遍性をもった対応であるとか、関わりについては少し踏み込んでいただければあり

	がたいと思います。小澤委員ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。 　それでは、ひとまずここで議論の方は閉じさせていただいて、もし何かありましたらまた事務局にお声をかけていただけるとありがたいかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議題（４）2022 年度以降の成人式のあり方について

磯邉会長	それでは引き続きまして、議題 4、2022 年度以降の成人式のあり方について、事務局よりお願いいたします。
酒井課長	2022 年度に民法が改正されることによりまして、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられます。昨年度、本協議会におきまして、千葉市成人を祝う会、いわゆる成人式の対象年齢についてご意見を頂戴しまして、その後の協議を経まして、本市におきましては、成年年齢引き下げ後も引き続き 20 歳の方を対象として式典を開催するということを決定しました。資料 1 検討趣旨をご覧ください。今回の検討趣旨としまして成年年齢が引き下げられる 2022 年度以降の成人式のあり方について、成年年齢引き下げに伴う新しい成人式の名称等に関して、広く市民の皆様の意見を参考に検討するため、アンケート等による意識調査を行うものです。 　今回検討しますのは２検討事項の太枠内にございます。名称、時期、方法、場所になります。３調査概要としましては、成人式への出席経験の有無にかかわらず、幅広い年齢層から意見を集めたいと考えております。一つは、全市民を対象としたアンケートです。お手元にアンケートを配布させていただいておりますが、このアンケートに関する周知の記事を市政だより 9 月号に掲載しております。こちらの成人式に関わる質問項目は問いの 7 番から 14 番となっております。 　二つ目は、地域で青少年を見守ってくださっている青少年育成委員や青少年相談員青少年補導員のみなさんにも、アンケートに協力していただく予定でございます。 　三つ目としまして、千葉市内の公立高校 3 年生のみなさんにもアンケートについて周知し、回答していただけるよう依頼をしているところでございます。またそのほかにも美浜区高校生連携会議やこども・若者市役所等において、若者の意見を徴収して、検討して参りたいと考えております。 　4 の調査スケジュールですけれども、10 月下旬には各種アンケート結果を集計いたしまして、3 月には方針決定をしたいと考えております。この場で参加してくださっているみなさまからもご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

磯邉会長	ありがとうございます。昨年度、成人式のあり方について検討させていただいて、本年度はさらに具体的に20歳になったときの式典をどのようにするのか、広くパブリックコメントというのでしょうかねアンケートでご意見を聴取するということでございます。 みなさまの方から何かご質問やご意見等ございますでしょうか。ご提案でもかまいません。 この20歳が成年年齢になるというのは、民法上の話でして、もう一つ少年法上も改正も一緒に考えていたんですけれども、結果的に少年法の改正はしないという形で今動いていて、そうすると、少年法上は、20歳が成人として、民法上は 18 歳が成人という二つの成年年齢が生まれるという状態になっているわけです。このあたり長谷川委員、動向とかをご存じですか。
長谷川委員	以前に法制審議会の中で、たしか自民党の案ということで新聞報道されたときに、18歳から20歳までについて、結論から言うと、少年法でもこの新成年年齢は 18 歳引き下げるのが相当であるとかといった答申を出したということですが、ただ18歳から20歳については、成人とはいうものの通常の成人、現在のいわゆる20歳以上の成人とは特別な扱いをして、成年年齢ではあるけれども、少年並みとは言わないけども少年に準じたような刑事手続きをとるのが望ましいという意見が大勢を占めているということで、まだ正式な決定とはいってないようですが、あくまで新聞報道の範囲内で私も存じ上げています。
磯邉会長	ありがとうございます。島委員いかがですか。
島委員	そうですね。裁判所の方でも法制審議会の方で、18歳と19歳については、別な扱いとし、これまでよりも厳罰化の方向で改正するような動きがあるように聞いております。
磯邉会長	ありがとうございます。辻委員はいかがでしょうか。
辻委員	私も同様でございまして、ネット上や新聞上での情報しか把握しておりません。
磯邉会長	ありがとうございます。こういうところで民法と少年法上で成年年齢が違うんですけれども、どういう名称にするのかということを広く聴取すると。広く市民から聴取するとして、20歳を迎える若者を祝うのにふさわしい場にしようと、18歳になったからといって 18 歳で式典を行うというわけではないという形で今検討していると、他市の動向も大体そういう形になっているので、特に千葉市だけが突出しているわけではないということを聞いております。質問内容、スケジュール等何かご質問、ご意見ないでしょうか。 よろしければ、この原案で進めていただいて、何かありましたら適宜修正を加えて進めていただければと思います。

報告（１）千葉市における児童虐待対策について

磯邉会長	引き続きまして報告事項の方に移りたいと思います。 報告事項の１、千葉市における児童虐待対策について、事務局よりお願いいたします。
桐岡所長	千葉市の児童相談所の桐岡と申します。本日はこのようなお時間いただきましてありがとうございます。 今日のお話の資料ですが、会場前方に映していただいたパワーポイントの資料とそれから綴じられております資料４と二種類の資料を使いながらご説明して参りたいと思います。 前半はパワーポイントの資料をご覧いただきながら、児童相談所の自己紹介を含めましてお話をしてまいりたいと思います。まず児童相談所とはどういうところかということですが、今日のみなさんの顔ぶれを拝見いたしますと、日頃から連携させていただいている機関の方が非常に多いので、言わずもがなではございますけれども、児童相談所というのは児童福祉法の規定によって、都道府県、政令市、中核地域などに設置されているものでございます。児童相談所というと何か虐待の相談を特化して行っているようなイメージがあるかもしれませんが、実は児童に関するあらゆる相談に応じるところという位置づけでございます。 児童相談所の業務というのは、日本全国でたくさん児童相談所がありますけれども、それぞれが独自に務を行っているわけではなくて、児童相談所運営指針という厚労省が定めたものに応じながら仕事しているという形です。 基本的な機能を４種類に分けますと、市町村援助機能、これは例えば県等にある児童相談所は各市町村、八街市とか佐倉市とか、それぞれの市町村が独自の子育て支援を行っているわけですが、そこをバックアップするような役割や相談機能というのが、あらゆる相談に乗っているというあたりでの機能になりますし、一時保護機能というのは、虐待のお子さんも含めた要保護児童など一時的にお預かりをするという機能もございます。それから措置機能というのは、例えば児童養護施設等にお願いをする、里親さんにお願いをするという措置の機能ですね。この機能も持ち合わせているというような現場になります。 また、民法上の権限と書きましたのが、児童相談所には強い権限がございます。例えば、不適切な形で親権を用いる親がいれば親権を喪失、奪ってしまうことや、一定期間停止するという形の権限も児童相談所はもっております。家庭裁判所に上げて承認が得られれば、いろいろなことができるというような形になっております。

	こちらが児童相談所の写真です。綺麗な建物に見えますが、平成8年に建てられましたので、もう成人式もとうに過ぎたような、割と老朽化したような建物ではございます。 千葉市の特徴としては、養護教育センターという特別支援教育に関わる相談機関との寄り合い所帯という形になってございます。一時保護所、一時的に子どもをお預かりする施設も併設しているという形になっております。 最初に申し上げましたように、児童相談所は虐待対応ばかりをやっていそうなイメージがありますが、昨年度の相談件数の種別割合のグラフを見ていただきたいのですが、あらゆる相談、昨年度は6,145件、6,000件を越える相談を受けていまして、そのうち虐待はちょうどケーキで言えば4分の1カットぐらいのサイズのものが虐待なんですね。そして、実は半分ぐらいが障害相談で、これは多くは療育手帳ですとか、知的障害の方にお出しする手当の関係の診断書をつくるですとか、そういう相談が件数の半分を占めているんですね。ほかにも非行の相談ですとか、どう子どもを育てたらいいかっていうご相談、育成相談にものっております。 次に、子ども虐待のほうですが、資料の右上のほうに書かせていただきましたが、虐待というと何か特殊な悪い親が特殊な形で起こすものというイメージがあるかと思うんですね。でも、現場の私たちにしてみれば、特殊な悪人が起こす特殊なことではない人です。私も成人した子どもがおりますが、私ですらしなかったかといえば、どうだったのだろうと、ごくごく落ちやすい落とし穴のような感じのものだと思っております。児童虐待はそもそも何かというと、保護者が児童、児童福祉年齢の18歳未満の子どもに対して、人権を著しく侵害し、子の心身を傷つけ健やかな成長、発達を損なう行為という形で定義をされておりまして、定義としては資料の下部分に記載した4種類になります。 本当にご存知の方も多いかと思うのですが、身体的虐待は外傷が生じる恐れのあるものを含みますので、叩かれて傷ができなかったとしても、外傷が生じる恐れがある暴力であれば身体的虐待に該当するということになります。性的虐待は児童に対して猥褻な行為をしたり、させたりという行為で、ネグレクトというのはいわゆる育児放棄ですが、例えばみなさまの中でネグレクトというと、家で食べ物を与えられず餓死した事例も思い浮かべられるかもしれませんが、それ以外にも例えばお母さんが子どもをちゃんと守らずに、保護者以外の人、例えば、お母さんの彼氏が子どもを叩いてけがさせることをお母さんが見過ごしてきちんと監護しなかったときなど、保護者であるお母さんが子どもを守らなかった場合もネグレクトに含むという形になっております。

	心理的虐待ですが、これは例えば、子どもに対する暴言で「死ね」とか、「お前なんか産まれてこなければよかった」という言葉で表現をするような行為も含みますが、圧倒的に多いのは、資料の後半に書いてある児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、つまりは DV がかなり含まれています。DV の目撃ですとか DV が日常的にある家庭で暮らすということが心理的虐待に当てはまるということになります。 それをカウントしたもの、これは昨年度のデータですが、1,654 件の虐待対応件数がある中でこのような割合になっています。身体的虐待が傷痣という痕跡を残すことが多いので一番見えやすく発見しやすいのですが、それが一番多いわけではなく、実は多いのは心理的虐待ということになります。 ちなみに通告元ごとで分類しますと、近隣の方から、例えば泣き声が聞こえるですとか、見てみたら、子どもが痣をつくって通っていたとかというふうな通告が 247 件、大体 15%ぐらいで、警察からの通告は 783 件と半分近くを占めております。 これは、警察がいわゆる夫婦げんかとか DV といったもので臨場したら子どもがいたという場合に、心理的虐待ということで、警察から通告が上がってくることになっているんです。ですので、その数が圧倒的に多いという形になり、そこからの経緯で心理的虐待が多いというような形になっております。 学校からの通告は全体の大体 14%ぐらいで 231 件、これは平成 30 年度が 157 件ぐらいでしたので、学校からの通告が千葉市では増えてきていると。これはどうしてかと言いますと、いろんな仕組みが日本の中で整ってきたということがありますが、千葉市の場合、教育委員会と児童相談所がかなり連携をとっていて、虐待はしっかりと目を向けなければ気づかないものもたくさんありますし、子どもに「どうした」「元気か」と声をかけてはじめて子どもが「家の中で虐待を受けている」ことを言える場合も多いんですよね。そういう意味で、千葉市では学校の先生方もかなり目をかけて虐待を発見してくださっているのではないかと、児童相談所としては思っているところです。 あと病院からの通告が大体 52 件ぐらいです。3%ぐらい D えす。病院から上がってくる通告は大きなけがしているっていう重篤なケースが多いという形になります。県と国のデータはまだ公表されておりませんが、千葉市がピンク色の棒グラフですが、ずっと伸びてきているという形になっております。 法律的な児童虐待防止法は平成 12 年に成立したものですけれども、この中で守秘義務というものがございます。守秘義務というは、児童相談所など虐待対応する側に課されているもので、つまり通告を受けた、どこから受けたのかということを保護者に漏らしてはいけないというようなものになっています。

	だからこそ、虐待を発見した人は、自分の身元が虐待の親にばれてしまうのではないかと思って通告をためらわなくていいですよというような文言が条文になっているという形です。そして四角囲みに書きましたが、通告義務の対象が児童虐待を受けたと主観的に思われるものです。通告は、別に証拠をつかんでからでなくてもいいですよというようなことで、いかに通告を早くあげていただくかっていうことを後押しするような、法の立て付け構造になっているという形になります。 そして、みなさまに関係あるものとしましては、日々、みなさまのような、本当に子どもに寄り添う立場、役割を果たしてくださっている方には、早期発見の義務があり、それから国民全体には児童虐待の通告義務ということがあるわけで、そういったことを念頭に置きながら、関わってくださっているお子さんの様子を見ていただければと思います。 学校現場での虐待対応というところですが、これは後でまた申し上げますが、千葉市教育委員会で独自の手引き等を作成しておりまして、児童相談所も一緒につくらせていただいたという背景が千葉市ではございます。 厚労省も文科省から出している手引きも見ながら、気をつけて見ていただくことで、虐待を発見できるというものがございますので、気をつけていただければなと思っているところです。 次の資料は、子ども虐待対応の手引きの中で、例えばどういうリスク要因といいますか、背景がある場合に重症化しやすいか、気をつけてみてあげたほうがいいのかというあたりを少しピックアップしてみましたので、参考にしていただければというところです。 児童相談所のメールアドレスや 189 というのは、先ほど、事務局で紹介をしました親ナビの方にも載っておりますが全国共通ダイヤルですね。これは、例えば救急車呼ぶときは 119 と同じように、189 と 3 けた押せば、国のコールセンターに繋がっているのが、自治体に転送されてくるという形で、児童相談所のほうでキャッチすることができるという仕組みになってございます。 続きまして紙の資料４、9 ページをご覧いただければと思います。 次に法律的な立て付けや統計データなど踏まえながら、千葉市における児童虐待対策についてご説明して参りたいと思います。まず一つ目が、現状としましては、国の動向ということですけれども、みなさまの記憶に新しいのは、平成 30 年 3 月の目黒の 5 歳の女の子が虐待死した事案、それから平成 31 年 1 月の千葉県野田市の事案が非常に記憶に残っておられるかと思うんですけれども、国は大きな法の改正などとともに、いろいろな通知などを出しながら、児童相談所や、地域、または行政であったりに、いろいろなメッセ

	ージを送ってきているということがあり、現場としてはいろんな通知に時には振り回されたり、または調査があるたびに通常業務しながらデータを集めたりとかという大変さはあるのですが、一方で、よりよい対応ができるようになっていると感じる一面もあります。 　例えば平成30年3月の目黒の事案を受けまして、緊急総合対策で、例えば目黒の事案の場合は、香川県から東京に引っ越しをしたときに、両所の児童相談所で虐待リスクをうまく共有しそびれてしまったことや、東京都でうまく安全確認、それは香川もそうなのですが、安全確認しそびれたあたりを教訓にしようということで、転居したときには、自治体のそれぞれの児童相談所間できちんと情報共有するようにというようなルールも、その対策の中に明言されるなど、細々としたルールなどが国から示される中、児童相談所も対応しているところでございます。 　時間の関係もあるので、一つ一つのルールについてのご説明ということはなかなか今日はしづらいところがありますが、見ていただく中で参考にしていただければと思います。特徴としては、目黒はそういう意味で児相間の引き継ぎ不足や、それから通報を受けた後、すぐ安全確認をしない中で、重症化してしまうことのリスクを予防しようというようなことに生かされております。また、野田市の案件が平成31年1月にあったわけですけれども、それ以降、例えば、平成31年2月に、さらなる強化徹底の中では、緊急安全確認というのは、在宅で指導しているケース全部が今無事かどうか確認をしてくださいという通知が出て、私たちは、在宅指導中のケースについて、元気でやってるかっていうことを確認したり、指導状況を把握したりということで対応した経過がございました。 　また、心配な事例については、学校現場さんも日々苦労されていらっしゃると思うんですけれども、例えばクレーマー的な保護者にどう対応していくか、それは学校だけの問題でなく、警察との連携、それからスクールロイヤーという形で、法律の専門家の方との連携の中できちんと子どもを守る対応しようということです。国からの通知などで示されているところで、こういった事例を参考にしながら、子どもの死を無駄にしないように児童虐待の対策について、きちんと図っていくことを国のスタンスとしてしっかり示されているところがあるということです。 　二点目の児童相談所の状況ですが、9 ページの下のほうですけれども、統計データをこちらでお示ししましたが、対応件数については着々と伸びているということが、一目瞭然だというところではあるのですが、対応する職員も着実に体制として増やしているというところでございます。10ページを見ていただきますと、一時保護を行った児童数ということで、先ほど児童相談

	所の写真を示しながら、一時保護所もありますよというご説明したところですけれども、これで見ていただくと平成 31 年はまたぐんと伸びて 367 人のお子さんを新たに一時保護をしたという形になります。 ちなみに昨年度の数を言いますと、うちの一時保護所は定員が 37 名なのですが、37 名の定員オーバーしたのが 365 日のうち 302 日ありました。かなり定員を超えている状況です。ただ定員というのは、面積であるとかから決められているものを目安としているのに過ぎないので、定員を超えたら預からないということは全くありません。 預かる必要があるお子さんについては預かって、お子さんが安心して過ごせる環境を整えるということが相談所の責務ですので、職員みんなで頑張って受けとめているという形です。なお、どういう年齢層のお子さんが一時保護をされるのかと少し申し上げますと、5 歳より下のお子さんが大体 88 人で 24%、4 分の 1 ぐらいです。それから小学生ぐらいの年齢が大体 35%ぐらい、中学生年齢ぐらいが、やはり 4 分の 1、24%ぐらいです。中学校卒業した以上ぐらいのお子さんが 17%ぐらいということで、やはり全体としては、年齢が小さいお子さん、小学生以下のお子さんが割合としてはやはり非常に多く、それは身体的虐待でもネグレクトでもそうですが、かなり命に関わる可能性がある幼少のお子さんは、一時保護をためらわずしなければいけないという私たちの意識で、一時保護のハードルもかなり上げながら保護しているという状況にあります。そういった中、体制強化を行っているところで、②の体制強化の状況にもありますように、職員数は着々と増やしているという形になります。常勤職員だけでも、平成 28 年、50 人だったのが、今は 85 名職員がいるという形で、大体これに近いぐらいの会計年度いわゆる非常勤の職員の方がいて、一緒に働きながら総勢 160 から 170 人ぐらいの職員がお子さんの支援に当たっているということになります。 職員はいろいろな専門職で構成されておりまして、警察の OB の方や弁護士の方、それから、私は心理職なんですけれども、心理職、児童福祉士司、保育士、看護師、学校の先生も一時保護所で学習指導や生活指導に当たっていただいているという形で、千葉市役所の中のいろいろな専門職が、児童相談所に集まって、虐待対応や非行のお子さんの対応などに日々当たっているというような状況になります。 また、今日は、児童相談所がこのように頑張っているというようなアピールではなく、この場は関係機関のみなさまと方の連携の強化につなげる機会としたいということが私の思いです。連携の現状ですが、要対協はそのケースに関わる色々な関係機関が集まった協議会を定期的に設けているものです。県警とは虐待事案における情報共有しており、主に重篤な事例について

	遅れることなく情報共有をするということで、児童相談所の目だけでなく、特に重篤なケースについては、警察とも連携をしながら、ケースの見立てということもありますが、例えば強硬に家の中に、場面によっては入って安否確認をするとか保護をするですと、そういった場面では警察の協力も得ながら、虐待対応するという意味では、千葉県警とは連携をさせていただいているということです。例えば、市内5署との情報交換会なども毎年行っているところです。医療機関や学校とは、連携をここに書いてあるような形で進めておりまして、特に、学校教育委員会のところで新型コロナウイルス対策による休校期間中の安全確認の実施ということも書いてありますけれども、これも普段学校でも見守りをお願いしている子も休校中はできないということで、学校さんに家庭訪問をお願いしたり、うちがしたりとかという形で安全確認の実施を行ったところは、報道等でも明らかになっているところです。 　一方で児童相談所の人員体制をこれからどう強化していくかや、こんなに大きくなっていった組織をどういうふうにして合理的に動かしていくかということも検討しなければいけない課題だと考えておりますし、また施設機能の強化についても成人式を超えた施設ですので、老朽化したところは修繕しながら進めているというところです。少し時間の方がタイトになってきまして駆け足になって申し訳ないのですが、最後に大事なところをお伝えして終わりにしたいと思います。学校や教育委員会のみなさま方の連携、みなさまとの共有ポイントも重なってくると思うんですけれども、例えば虐待通告については、朝、学校で顔を見たら痣があった、でも、学校の中でどうしようかどうしようかと相談していたら夕方になってしまって子どもが帰ってしまった。帰ってしまった後に児童相談所に通告をいただいても、当日保護することが難しくなってしまってしまいます。なので発見したら、1 時間でも早く、または明日に持ち越さずにその日のうちに通告をしていただくということをお願いできたらと思います。そのためには、普段から、学校内での虐待対応の役割の整理なども必要なのかなと思っており、このあたりは手引きの中にも明記されているところです。または、虐待の恐れがある児童の把握については、目を凝らして見ていただきたいと思います。発見したら写真や記録などに残しておいていただきたいと思います。在宅事例の見守りについては、気がつかれたら守秘義務もありますので児童相談所に通告をよせていただきたいということです。 　あとは少し割愛しますが、一時保護しているお子さんについては、みんなそれぞれ所属の学校がありますので、連携しながら子どもの支援に当たっていきたいなというのが児童相談所の思いです。資料については、また後程参考としてご活用いただければと思います。

	千葉市における児童虐待対策についてのご説明は以上としたいと思います。ご清聴ありがとうございました。
磯邉会長	桐岡所長どうもありがとうございました。桐岡所長は所長としては今年度からですか。
桐岡所長	はい。所長としては今年度からです。児童相談所に着任してからは20周年を迎えましたという形です。
磯邉会長	建物と同じぐらいのキャリアをお持ちということですね。なかなか児童相談所の所長と意見交換する場も少ないかと思いますので貴重な場です。今の説明を聞いてご質問やご意見などございましたら忌憚なく言っていただけたらと思います。 心理的虐待が身体的虐待を越えたというのは、警察からの通告が多くを占めていて、一般市民からの通告はほとんどないという理解でいいでしょうか。
桐岡所長	そうですね。例えばきょうだいの中でステップファミリーなどで、一人の子が特に体罰を受けたりする状況があって通告される場合、それを目撃している他のきょうだいは心理的虐待ということで、その兄弟をカウントするとかはあります。その場合の通告は近隣だったり学校の場合もあるという形になっております。
磯邉会長	ありがとうございます。私たちにとって一番大切なことの一つは通告義務が課せられているということで、法律で疑いのある状態であっても、通告する義務があるということで仮に通告をして、それが虐待ではなかったといった場合に通告者には罰則規定はないということでいいわけですよね。ですから疑わしい事案の場合は積極的に通告をしてくださいというのが一つ大きなところだと思います。 私から質問なのですが、この配布資料4のところの虐待の恐れがある児童の把握の写真を撮っておいてくださいという話だったんですが、私も最初そう考えていたんですけど4、5年前にある研究会で児相の職員から、そういうのは児相でやるので、写真などは撮らないでとにかく通告を先にしてくださいということを言われたんですけれども、現場ではもし養護教諭なんかが傷を発見することがあってそういう時は積極的に写真を撮っておいた方がよろしいでしょうか。
桐岡所長	そうですね。児童相談所も事例の傷痣などの記録写真は撮ります。その場ですぐ通告を挙げていただければ、撮るには及ばず通告ということでよろしいと思うのですね。ただ、通告するかどうか迷う場合、例えばかすり傷であるとかで、子どもは転んだと言っているし、その子も少し多動だから転んだのかなみたいなときは通告はしないけれども写真だけとりあえず撮っておくような場合の想定ですね。それと、子どもがどう言ったかの記録などは、児

	童記録などに残しておいていただくと大変ありがたいです。
磯邉会長	おそらく保健室では、来室した外傷の様子などは紙ベースの記録はあると思うんですけれども、なかなか養護教諭が写真を撮るですとか近隣の人がこちらにおいでと言って写真を撮るということも難しいと思いますが、やはり措置をする場合のエビデンスも必要だということで写真というところがあるのかと思います。 それからもう一つ、最近言われていたのは、昔ですと虐待された現場の人たちがどういうことをされたのと結構根掘り葉掘り聞いて、かなりストーリーができあがってしまった状態で児相に渡すことがあったんですけれども、最近は疑わしい段階で根掘り葉掘り聞かないでくださいと、疑わしい段階でそのまま通告して、あとは児童相談所やしかるべきスタッフが司法面接というきちんと手順にのっとってバイアスのかからないきちんとした聞き方をしています。ですから、性的虐待があったときも誰からどんなことをされてどういうふうにしたのということをずっと聞いていくとだんだん子どもの中で、ファンタジーのような物語ができてしまって、事実と乖離するなんていうこともあると言われていますので、そういったところが最近の大きな違いなのかなと思っていますが、そういう理解であってますか。
桐岡所長	その通りです。特に性的虐待については、相手がどういう反応をしたかで、言い方が強化してしまう場合や、相手の驚いている様子を見て、自分がどんなひどい目にあったのかを改めて思い返されて、もう児童相談所の職員には言いたくないと思ってしまったり、子どもの反応もいろいろですので、磯邉先生がおっしゃったように、発見された学校などが、いろんなことを子どもに細かく聞かないといけない、または、聞かないと児相に通告できないと思う必要はないということです。ありがとうございます。
磯邉会長	ありがとうございます。性的な虐待、DV 関係ということで、榎原委員もしご意見等ございましたらお願いします。
榎原委員	質問からでよろしいでしょうか。記録を残すのは守秘義務という観点からいうと要対協の枠で考えればよいのでしょうか。
桐岡所長	はい、要対協の枠で情報提供をくださるということも一つですし、ただ必ずそれでないと守秘義務の違反になるということではありません。法律的には、児相に提供「できる」というような書きぶりになっていますので、相談所としては、情報提供をいただければありがたいというような形なんですね。知っている個人情報を必要により出したとして、それが個人情報保護の法律違反になるということはないというところです。
榎原委員	ありがとうございました。どうしても医療記録だと電子カルテでカルテ開示の問題が出てくるときに保存をどうするかという問題が出てくるので今検

	討しているところです。虐待全般でいいますと、虐待対策委員会を立ち上げてから、お母さんからの身体的虐待をとらえることはほぼないだろうと、心理的虐待がほぼ占めるんじゃないかという予測のもと開始したんですけど。実際は大きなけがを負って見た感じにはっきりわかる形でというのはないけれども、実際は身体的虐待も割合としてはかなり多い印象です。 　うちからの通報はまだ4月から開始して、まだ1件なんですけれども、気になる案件はみんなで検討していて、うちからでなくて、もともと児相さんが入っていたケースというのは相当あるのかと思っています。通報するのはすごく抵抗があるんですけれども、実際お母さんが困ってらっしゃることが多いので、相談という形で専門家の方に相談してというふうにお話をすると同意をしていただけるケースもあります。私たちが治療関係ができていればということなんですけれども。連携をしていく中で、同意をしていただくことも多いかと思っていて、児相さんの印象をいかにお母さんの味方というふうにとらえられるというようにするかということが大事かなと思っています。
磯邉会長	ありがとうございます。先程の資料にもあった通り、凶悪なとか犯罪性の高い親がやるのではなくて、今日のデータにはなかったんですけれども、虐待の加害者と言うのでしょうか、虐待者に一番多い理由、多い分野はお母さんなんですね。実母が確か50％近くを占めていたのではないかと思うんですけれども、つまりそれだけお母さんが子どもの側にいて子育てで追い詰められていて、そして関係性の中で虐待行為に走ってしまうという可能性がありますので、母親を罰するということではなくて、家庭を支えるという、そういう視点が大事なのかと思います。 　児童相談所との関係で教育現場で関わることも多いかと思うんですけれども、増澤委員から何かご意見ございますでしょうか。
増澤委員	私も全中学校把握しているということではなくて、私の個人的な経験から申し上げさせていただきたいと思います。今現在もお世話になっている案件もありますし、過去にということもありますし、また私も3校目ですが、以前にいろいろな学校を経験してきましたが、お願いさせていただきたいことがあります。児童相談所の職員が変わりますが、その時の引継ぎのことですとか、先ほど10ページのところの4、児童相談所の課題っていうところの丸ぽつの二つ目ですけど、増加・困難化する虐待相談等に迅速・的確に対応する組織体制の構築は、やはりお願いしたいと強く思っております。学校の方から虐待のおそれがある子なのかなっていうときにためらわずにと、先ほどお話ありましたけど、かなりいろいろ校長会の研修会の中でも、小中連携をして、それを深めている現状がありまして、かなりためらわずに、電話をさ

	せていただくということは浸透しているのではないかと思っております。それがこの数字が出ているのではないかと思います。ただ、職員の方々も大変申し訳ありませんがうまく接続していただいて、学校と連携させていただく、そうすれば学校の方はできる限り迅速に動くことは可能だと思います。そういうことで一つ、今後も職員の方の研修もそうなんですけど、受けとめていただくことをせつにこれからもお願いできればということがありますので、何卒よろしくお願いいたします。
磯邉会長	ありがとうございました。今回、協議会の中で児童相談所の虐待の案件というのは非常に大きなことで、少し時間をとらせていただきました。今、職員の話が委員より出ましたけれども、心理学的にはこういう虐待案件に携わるスタッフが代理受傷ということで、重たい案件であればあるほど、一生懸命関わる人たちが逆に心の傷を負っていくという現象がございます。ぜひ、児童相談所の職員の皆様のメンタルヘルスにも心を配っていただいて、スタッフが充実した仕事ができるようにサポートしていただけるとありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
桐岡所長	ありがとうございます。

報告（２）補導状況の現状

磯邉会長	それでは続きまして報告事項の２、補導状況の現状について事務局よりお願いいたします。
山田所長	改めまして、青少年サポートセンターの山田と申します。よろしくお願いいたします。私からは青少年の補導状況の現状について御報告いたします。着座にて失礼いたします。 お手元の資料５をご覧ください。青少年の非行状況の変遷についてまずはご説明いたします。こちらの補導少年の変遷のグラフにおける補導少年というのは、補導行為を行った少年の人数をさします。グラフ下の表では小中高校生それから無職少年等の内訳を示しています。ご承知のように、青少年の非行状況は、この 10 年で大きく変化してきています。ほぼ 10 年前、平成 22 年の補導少年数は合計で 3,188 名になります。それが最新、平成 31 年、令和元年では 551 名と、約 6 分の 1 まで減少しております。10 年ほど前は千葉駅周辺の繁華街、あるいは中央公園には、いろいろな不良少年が喫煙、不良行為を繰り返していましたが、現在は全くそういう姿は見られません。補導少年の変遷で注目していただきたいのは、補導少年の内訳です。少しグラフがわかりづらくて申しわけないんですが、10 年前に比べて小学生の補導人数が増加しています。いわゆる非行行為の低年齢化が進んでいるという状況になります。また右側の表で示してありますが、補導行為も変化してきています。

補導少年が多かった10年ほど前は喫煙が上位を占めていますが、ここ数年ご覧になってわかるように迷惑行為が一番多くなっています。具体的に迷惑行為というのは、例えば大型店舗を叫びながら走り回るとか、公共のトイレで水をまき散らすとか、路上や公園でウエイクボードといったものを乗りまわすなどが挙げられます。主に小学生が多いのですけれども。

このほか、そこにあります非行状況という観点から少し離れていますが、現在の千葉市内の小中学校では、いわゆる発達障害等によって、特別な支援を要する児童生徒が急増しておりまして、こうした児童生徒の多くは通常の学級に所属していて、どの学校においてもその指導に苦慮している状況です。

次に、SNS をはじめとするインターネットをめぐる問題についてご報告いたします。資料で二重丸をつけているものが特に大きな問題になっているものです。LINE 等のメッセージアプリによる悪口、仲間外れからいじめ等に発展する問題、悪ふざけなどの不適切な投稿及びそれらの拡散などです。これらについては、報道等で取り上げられていると思いますので詳細はご説明いたしませんが、もし疑問等あればこの後、ご質問等よろしくお願いします。

これ以外に、最近問題になっていることなのですが、オンラインゲームの課金請求があります。知らない間に子どもがゲームで課金をしてしまって気が付いたら何十万という請求がきていた、あるいはパパ活、JK ビジネス、いわゆる昔でいうと援助交際です。子どもたちからすれば、すごく軽い扱いなのですが、一緒にご飯に行こうと、そういったことをネット上で相手を探していると。これはもうそういったことをする大人がいるのですけど、家出少女の居場所救済の神待ちって言うのですが、これも本当に普通に子どもたち、10代の子どもたちが家出していて、どこかありませんかと。ニュースにもありましたよね。未成年の子たちが、いわゆる男の人にところに行ったのですが、全然悪びれていません。男の方も別にかくまったといいますか、居場所がなかったから提供しただけだと言っており、様々なこういったものが掲示板等で散乱しています。

あとは制服の売買等、こういったことがネットでは、本当に信じられないような画面がたくさん出てくるといった状況になっております。

こうしたネットのトラブルの多発を受けて平成31年度より、青少年サポートセンターでは職員によるネット補導を開始しました。

情報としては、ツイッターやインスタグラムという場合とそのツール、SNS に対してです。アカウントっていうのはいわゆる発信している相手を子どもたちを発見して、その動きを見るということなんですが、ご存知のように鍵っていうものをかけてしまえば、仲間内しか見られませんし、なかなか発見するのは難しいです。ただ、子どもですので結局その名前が出ていたりとか、

	学校名が出ているジャージを着ているとかということで、特定して学校等に情報等を提供している状況です。 　補導状況の現状ということで現在の青少年をめぐる様々な問題についてご報告させていただきました。青少年サポートセンターでは、今後も青少年の健全育成のために、学校や、市教委と連携を取りながら活動を続けていきたいと考えております。何かご質問等あれば、この後よろしくお願いいたします。
磯邉会長	ありがとうございます。補導少年は数が減ってきていて、非行少年自体がまず減っていっているんですね。もっと言えば日本全体の刑法犯の犯罪が減っていているという現状もありながら、だからと言って楽観していいかというと質が変わってきているというようなところもあるかと思います。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。保護司の立場から関谷委員何かございますでしょうか。
関谷委員	特にないです。
磯邉会長	それでは秋元委員何かございますでしょうか。
秋元委員	今いただいたインターネットをめぐる問題のところで、ネット上のトラブルというようなことが、実際にこれは青少年のみならず一般の方も電話相談だとか、そういうことで受けることが結構あります。特に子どもたちの小学生、中学生とか高校生まで手を広げることが私どもの活動ではないんですけれども、その中で学校と連携をして、そういうことについても人権尊重の意識を高めるというような活動を私どももしているんですけれども、なかなかこういうときに、具体的な例を挙げてしまうと、逆にやぶ蛇になってしまうような子どもたちも中にはいるんではないかということを懸念しながら進めているところです。確かに今お話しいただいたサポートセンターさんの情報と重なるようなことについての対応は私どもも少なからず懸念しているところです。
磯邉会長	ありがとうございます。東野委員いかがでしょうか。
東野委員	特にはないんですけども、LINE 等のメッセージアプリによる悪口、仲間はずれ、いじめ案件に発展というのは、質問ですけれども、学校ではいじめが少なくなってるけど、LINE の中でいじめをしているということですか。
山田所長	学校でいじめが減っているということと、LINE の関連性というのは特になくて、学校でいじめが減っているから LINE が増えているということではなくて、ただ、いわゆるネット上のそういったいじめ等の案件は、少なくともこれまでよりは増加しているということです。学校全体のいじめのことに関しては、それはまた別でカウントしていると思います。
磯邉会長	いじめを定義しているいじめ防対法というものがあるんですけれども、こ

	こでは学校の内外を問わずというふうに書いてあるので、学校の外であっても、いじめが起こっていれば学校内では、いじめとして認知をしていて、いじめの件数は毎年どんどん右肩上がりで増えていくということになるかと思います。特にこの SNS 上のいじめというのは悪質なものが多くて、なかなか学校の教職員も把握できなかったり、気がついたときにはかなり大きな出来事になっているということもあるので、かなり対応に苦慮しているところかと思っています。小山副会長、補導ということではいかがでしょうか。
小山副会長	実際に私どもはやはり対面での声かけになりますので、所員の方でネットのことを回収していただいてますけど、個人的に学校の先生などからお話を聞いた場合に、小学生でもスマホの所持率は高いのですけれども、やはりその使用の仕方、ルールをまず家庭でしっかりしていただかないといけないかと思います。実際にあった例では、いじめではなくても、ふとした友人の顔写真とかを何気なく何かにアップしてしまった、それを保護者に指摘しても保護者がそれを悪いと意識していない、そういうような状況があってその保護者の方は、おばあちゃん、親からこういうことはいけないということで、謝罪をしたようなんですけれども、そういう例を若いお母さんたちから聞いたりします。だからそれがもともと、そういうことがあって、そういうことにだんだん発展していくのかなという気はします。なるべく早い段階で、今本当に去年の生徒指導の先生の話からも、ドコモのインターネット安全教室の中でも、今中学生、去年あたりは中学生ぐらいが、その SNS のトラブルのピークではあったけれども、これから小学生に移行していくことが明らかだというようなお話を伺ったということです。ですのでどんどん SNS に関しても低年齢化していますので、使う技術はみなさんや親以上にわかりますけれども、本当に根底にあるそういう人間関係のモラルとか、マナーというのは早いうちから手を打って指導していかないと、これから本当に大変なことになるのではないかという気がします。
磯邉会長	ありがとうございます。個々の SNS の問題でいろんなところで出てくるのかなと思っています。サポートセンターのみなさまにおかれましてはどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

報告（３）千葉市子ども・若者総合相談センター「Link」の相談状況について

磯邉会長	それでは引き続きまして報告事項の 3 番、千葉市子ども・若者総合相談センターの相談状況 Link について事務局よりお願いいたします。
酒井課長	では資料 6、13 ページをご覧ください。 この相談事業につきましては、子ども若者育成支援推進法の規定に基づきまして、社会生活を営む上で困難を有する 30 歳代までの子ども・若者とその

	家族への相談に応じて適切な専門機関等への紹介、つなぎをしているものでございます。 平成30年度と令和元年度の実績比較ということで、資料の方をお示ししておりますけれども、新規相談者は188名ということで、こちらにつきましては、平成30年度と比較いたしまして、若干増えているという状況です。性別については、男性の方が少し多いという結果になっております。また、相談者の対象年齢については14歳までが若干減って，15歳から20歳までが若干増えているという状況でございます。４番の主訴ですけれども、30年度、元年度とも似たような傾向がございまして、不登校に関する相談が多くなっております。また、病気や障害についても、幅広い相談になっており、鬱病ですとか、発達障害かもしれないという内容が多くなっております。こちらの資料の14ページから17ページには相談対応等の詳細が記載しておりますのでご覧ください。 16ページになりますけれども、こちらに特徴的な支援、事業概要をまとめてあります。一つ目のアウトリーチ、同行支援ですけれども、電話相談がなかなかできない方ですとか、また来所相談に向かうことができないという方に対しては、そちらに向かったりとか、また同行支援をして積極的に関わりをもっております。また、教育関係、部署と不登校ひきこもり連携会議等も実施しております。また４番にありますが、継続相談の意義ということで、やはり１回で相談が終了ということではなくて、継続的に相談をしていくことによって、よりよい機関でのつなぎができるようにしていくということで進めております。また６番、後ほどお話しさせていただきますひきこもり地域支援センターとの連携ということでグループワークを開催したりして、少しでも家庭にとじこもっている方が外に出ることができるようにという取組みをしております。 18ページには今年度、2020年度の相談状況を掲載しております。また、19ページには2019年度の相談状況の詳細を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。 なお、今年度の主な取組みとしては、Linkの周知に力を入れるということで、生涯学習センターですとかマリンピア等に出向いて出張相談を実施する予定でおります。
磯邉会長	ありがとうございます。委託して3年目になりますか。
酒井課長	3年目です。
磯邉会長	今まで千葉市で自前でやっていたものをひきこもり地域支援センターのと同じユニバーサル就労ネットワーク千葉に委託して、より有機的な連携ができているのかなと思います。

	特に20代30代の方々で学校教育を終えて、そして医療でも福祉でもない機関にかかるといったときに、そこがエアポケットのように相談機関が抜け落ちてしまっているのをワンストップという形で Link とひきこもり地域支援センターで引き受けてくださっているという状況かと思います。ただいまの報告に対して何かご意見、ご要望、ご質問等ございますでしょうか。
	（特になし）

報告（４）千葉市ひきこもり地域支援センターの相談状況について

磯邉会長	それでは引き続いてですね４の千葉市ひきこもり地域支援センターの相談状況について、事務局よりお願いいたします。
酒井課長	20ページの資料7をご覧ください。 ひきこもり地域支援センターにつきましては、こちらは平成28年2月に美浜区の高浜、千葉市こころの健康センター内に開設しております。月曜から金曜の9時から5時。電話、来所、訪問等で相談対応を行っております。 また今年度から月曜日と金曜日の週2回若葉区役所にて10時から16時の間で出張相談を行っています。 １の相談問い合わせの延べ件数ですが、相談1,399件、連携・問い合わせが2,420件となっておりまして、合計3,819件となっています。相談者ですけれども、やはり家族からの相談が一番多くなっております。相談形態でございますが、こちらは電話での相談が最も多いんですけれども、やはり来所での相談、またアウトリーチも増えております。 次に（2）の初回相談の対象者につきましては、大体、年間300件ぐらいとなっております。男女別では、やはり男性の方が多くなっております。 21ページのイの年齢層別では30歳までで大体52%と多く占めております。かなり若者の対象者が多くなっているということです。オのひきこもりのきっかけとしては、障害や病気などといった自分自身のことが多くて、また、学校の問題等も多くなっております。(3)の主な連携先については、資料をご覧ください。 次に、3のひきこもり関連事業についてですが、こちらも資料の方をご覧いただければと思います。 最後に、22ページの4、令和2年度のひきこもり対策。５つございますが、主なものとしまして2点ございます。 一つは、相談員を２名増員して、年々増加傾向にある相談に対応するということ。また、アウトリーチ支援を充実させるようにしていくということで進めております。 二点目としましては、先ほどお話しましたけれども、週2回、若葉区役所

	にて出張相談を行っているということです。以上でございます。
磯邉会長	ありがとうございます。 もともとLink1ヶ所だったものが、ひきこもり地域支援センターが法律に基づいてできて、二つの体制が整ってきている。年々ひきこもりが増えてきているということになるかと思います。ただいまのご説明についてご質問ご意見等ございますでしょうか。 民生委員の立場からひきこもりのケースに関わることもあると思うのですが、花光委員いかがですか。
花光委員	民生委員がひきこもりを積極的に探し出すのはなかなか骨が折れます。と言いますのはこの話は家族の方が公にしないというか話したがらないということあるので、それこそあたりをつけてやっているという状況なんです。もちろんこのパンフレットを活用することは問題ないのですが、ただ情報を得るのがなかなか大変です。隣近所の子どもが何人といったことがなかなか新しい人入るということで、昔でしたら両隣に聞けば大体何とかなったものが今はそれができない状態です。そういう状況が続いているというのが現状です。
磯邉会長	ありがとうございます。ひきこもりと非行は対のようになっていて、反社会的行動が減少していく一方で、非社会的な問題が増加していくということで、内側に出るか外側に出るかの違いであって、子どもたちの抱えている問題というか、それは虐待というその家庭環境や社会環境含めて表裏一体なのかなというふうに思っております。こちらもスタッフが燃え尽きやすいところだと思いますのでスタッフをねぎらいながら続けていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

報告（5）千葉市こどもプランについて

磯邉会長	それでは続きまして報告事項の 5、千葉市こどもプランについて事務局よりお願いいたします。
酒井課長	お手元にこのプランを配付させていただいております。本日はお手元の概要版の方を簡単に触れさせていただきたいと思います。 昨年度の本協議会におきましても、このこどもプラン策定に当たりまして、たくさんご意見をいただいて、参考にさせていただいております。まず、計画の趣旨が記載してあります。今般の社会情勢や子ども・若者を取り巻く様々な問題に対応し、引き続きすべての子どもと子育て家庭の支援等を体系的、総合的に推進するために、本プランを策定いたしました。 基本理念は子どもを産み育てたい子どもがここで育ちたいと思うまち、ちばの実現となっております。

	４つの計画と 11 の基本施策を一体的に策定しております。青少年の健全育成に関する基本施策としましては、基本施策の 4 と 5、11 となります。詳細な内容につきましては、概要版の 5 ページ、基本施策 4 の子ども若者の健全育成に記載されております。そして、基本施策の 5、子ども・若者の安全の確保。7 ページの基本施策 11 に社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援ということでまとめてあります。 千葉市の子ども・若者が、本市におきまして、健全に育成できるように、みなさまのお力をかりながら、行政としてもしっかり取り組んで参りたいと思っております。
磯邉会長	ありがとうございます。先程おっしゃったように子どもを育てるというのは行政だけでできることではなくて、地域のみなさんの協力が必要と思います。今のご説明に関しまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。 第二期の今年度が初年度ということですね。これは 5 年計画で進めていることでございます。何かございますでしょうか。 小澤委員どうでしょうか。
小澤委員	以前から気になっていたことですけれども。小さな子どもたちとか障害のある子の保護者の方たちと関わっていく中で少し気になっていたのは、やはりすごく早くからその子、自分の子どもは他と少し違うのではないかとか、いろいろ思ったりしながら、悩みながら、どこに行ったらよいのかわからないような保護者も多いんです。そういう中で、1 歳半検診、それから 3 歳児検診というすごく大事な検診の機会があると思うのですが、千葉市の場合、3 歳児健診が 3 歳 6 ヶ月で実施されているんですね。 東京とかほかの自治体によっては、3 歳になったらすぐという形があるのですが、幼稚園の先生ですとか、いろいろな方と話をしていくと、6 か月千葉市が遅いのは何でだろうと。その 6 か月は何かを発見したりとか、何かに取り組んだりするときに大事だよねという話をよく聞いていたので、今、特別な支援を要する子どもが 2 割増えてきたというようなことで、小学校でも先生方が非常に苦労されていることだと思いますし、幼稚園などでもグレーゾーンだとかボーダーとか、それから児童相談所、養護教育センターの方に関わるという子どもたちも増えていると思うので、その中で、少しでも早く子どものそういう状況を発見して、そして保護者も安心して子育てに取り組むという意味では、その 6 ヶ月が前から気になっていたので、一つの意見として、千葉市もぜひ 3 歳児検診を 3 歳になったらすぐ受けられると少し変わってくるかなと普段から思っておりましたのでお話させていただきました。
磯邉会長	ご質問ではなくご意見ということでよろしいですか。
小澤委員	そうです。

磯邉会長	ありがとうございます。
酒井課長	貴重なご意見どうもありがとうございます。ただいまのご意見につきましては、担当部署と共有していきたいと思っております。
磯邉会長	大人にとっての半年と赤ちゃん、子どもにとっての半年は大変大きな差かと思いますので、貴重なご意見どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

報告（６）青少年の日関連事業について

磯邉会長	それでは続きまして報告事項の６、青少年の日関連事業について事務局よりお願いいたします。
酒井課長	資料の 23 ページ、資料 8 をご覧ください。千葉市では家庭、学校、地域、行政が繋がりを持つことで、青少年のコミュニケーション力を高め、居場所づくりを推進するために毎年 9 月の第 3 土曜日を青少年の日、毎月第 3 土曜日及びその翌日の日曜日を家庭・地域の日と制定しております。 昨年度までは、青少年の日フェスタというイベントを行って、延べ 4,000 人を超える小学生を集めて事業を実施していたんですけれども、今年度につきましては、新型のコロナウイルスの感染防止対策を十分に講じることが困難であるということで、イベント自体は中止といたしました。それに伴いまして、青少年の日に実施する事業について改めて検討いたしまして、今年度二つの事業を実施することといたしました。 一つは、青少年育成団体の活動を紹介するパネルの展示でございます。市内に青少年の健全育成を目的として活動している団体について、市民のみなさまに周知するものでございます。少しでも多くの方に知っていただければと考えております。 もう一つは、青少年育成団体の関係者による青少年ミニフォーラムでございます。こちらは青少年育成団体相互が繋がりを深めることを目的として実施したいと思っております。 各団体の取組み、また青少年育成に関する課題等を共有して、各団体でさらによりよい活動を考えていく参考としたり、また各団体が連携して活動を行うなどして、地域の活動の活性化を期待しております。 場所につきましては、千葉市の生涯学習センターとなります。
磯邉会長	ありがとうございます。 今回コロナの関係で少しやり方を変えるということです。ミニフォーラムの方は表彰式と同じ日になるかと思いますので、表彰式にお立ち寄りの際には、ぜひこちらにもご参加いただけるとよろしいかと思います。 ただいまのご説明に関しまして何かご質問ございますでしょうか。

	（質問等なし）
磯邉会長	それではご質問ないということで、次に進めたいと思います。

報告（７）その他

磯邉会長	報告事項につきまして、その他事務局の方ございますでしょうか。
山田主査	特にございません。
磯邉会長	ありがとうございます。 ほかに何かみなさまの方である方はおられますでしょうか。
	（特になし）
磯邉会長	はい、特にないようでしたら進行を事務局の方にお返ししたいと思います。 活発なご議論どうもありがとうございました。
山田主査	ありがとうございました。 それでは次第、その他になりますが、特に何かございますしょうか。
	（特になし）
山田主査	よろしいでしょうか。 長時間にわたるご協議、本当にありがとうございました。 以上もちまして、令和２年度千葉市青少年問題協議会を終了いたします。 ご協力ありがとうございました。